

○南九州市観光客誘致促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への観光を目的とした旅行を実施した旅行業者等に対し、予算の範囲内において、南九州市観光客誘致促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく旅行業の登録を受けた旅行業者等とする。

(助成対象要件)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす企画旅行等とする。ただし、教育旅行、合宿、コンベンション（大会、会議、学会、セミナー、シンポジウム等）は対象としない。

(1) 高校生以上の者が15名以上（添乗員、バス運転手、ガイド等の乗務員を除く。）参加した旅行であること。ただし、同一コースを複数回催行する旅行商品は、その参加合計人数で算定すること。

(2) 別表に定める対象地域のうち2地域を訪問し、同表に定める対象施設を地域ごとに1箇所以上利用した旅行であること。

(3) 4月1日から翌年3月10日までの間に催行されたものであること。

(4) 旅行出発地が市外であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、旅行参加者1人当たり200円とする。ただし、次に掲げる場合は、旅行参加者1人当たり600円を加算する。

(1) 市内の飲食店で食事をとった場合

(2) 市内の宿泊施設に宿泊した場合

(3) 南九州市観光体験予約サイト“みな、たび”に登録する体験メニューを利用した場合

(4) 市が設置するサテライトオフィスを利用した場合

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者当たり100,000円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観光客誘致促進事業助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、旅行催行後20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容及び行程が確認できる書類
- (2) 有料施設等が発行した領収書，有料施設等利用証明書（第2号様式）
又は参加人数等が確認できる集合写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定及び確定)

第6条 市長は，前条の申請書の受理後，その内容を審査し，助成金の交付を決定したときは，観光客誘致促進事業助成金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により，申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は，助成金の交付を受けようとするときは，観光客誘致促進事業助成金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定による提出があったときは，その日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は，偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては，助成金の返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

別表（第3条関係）

対象地域	対象施設
颯娃地域	釜蓋神社付近，番所公園，大野岳公園，瀬平公園
知覧地域	知覧特攻平和会館，知覧武家屋敷庭園群，ミュージアム知覧，ホテル館富屋食堂，TEALAN
川辺地域	岩屋公園，川辺仏壇工芸会館，道の駅川辺やすらぎの郷，アドベンチャーパーク森のかわなべ